

政令第 号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七百七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「二八、七〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改め、同表の三の項の下欄を次のように改める。

一四、六〇〇円を超えない範囲内において、交付を受けようとする工事担任者資格者証の種類に  
じ、実費を勘案して総務省令で定める額

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受け

る者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

## 理由

電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験に要する実費を勘案して、これらの試験に係る手数料の額を改定する必要があるからである。

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第十三条関係）			
手数料を納めなければならない者	金額	手数料を納めなければならない者	金額
一 （略）	（略）	一 （同上）	（同上）
二 電気通信主任技術者試験を受けようとする者	二九、〇〇〇円（法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により電気通信主任技術者試験の試験科目について試験を免除する場合にあつては、二九、〇〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額）	二 （同上）	一八、七〇〇円（法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により電気通信主任技術者試験の試験科目について試験を免除する場合にあつては、一八、七〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額）
三 工事担任者試験を受けようとする者	一四、六〇〇円を超えない範囲内において、交付を受けようとする工事担任者資格者証の種類に応じ	三 （同上）	八、七〇〇円（法第七十三条第二項において準用する法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の

備考 (略)	四〇九 (略)	
	(略)	実費を勘案して総務省令で定める額

備考 (同上)	四〇九 (同上)	
	(同上)	規定により工事担当者試験の試験科目について試験を免除する場合にあつては、八、七〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額